

ID: 435

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例 第5条第1項及び第2項		
例規番号	平成18年条例第196号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (排水設備等の計画の確認)  第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、別に定めるところにより申請書を提出し、管理者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の計画を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。</p> <p>3 管理者は、第1項の確認を受けようとする者が排水設備設置義務者(法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。)以外の者であっても排水設備設置義務者が新設等を承諾したときは、これを確認するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	名寄市個別排水処理施設条例に準用あり		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日